

選挙運動費用の公費負担制度

Q&A

池田町選挙管理委員会

目 次

1 共通

【Q 1】公費負担の対象	1
【Q 2】契約書の作成	1
【Q 3】契約する金額	1
【Q 4】公費負担の金額	1
【Q 5】使用（作成）証明書の交付	2
【Q 6】情報公開の対象	2
【Q 7】書類の保管（1）	2
【Q 8】書類の保管（2）	2

2 自動車の借入れ

【Q9】公費負担の対象	3
【Q10】複数台を借入れる場合の公費負担の対象	3
【Q11】装備品等の付帯金	3
【Q12】選挙運動期間前からの借入れ	3
【Q13】契約書に記載する借入れ期間	3
【Q14】月極（1ヶ月）契約による借入れ	3
【Q15】レンタカー許可業者以外からの借入れ	4
【Q16】選挙運動用自動車の借入額	4
【Q17】親族からの選挙運動用自動車の借入れ	4
【Q18】ハイヤー契約（一括契約）	4

3 燃料の供給

【Q19】公費負担の対象	5
【Q20】選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	5
【Q21】2社以上のガソリンスタンドでの給油	5
【Q22】給油量、給油金額の記録	5
【Q23】投票日の給油	5

4 運転手の雇用

【Q24】公費負担の対象	6
【Q25】選挙運動用自動車以外を運転した場合	6
【Q26】選挙運動期間以外の運転	6
【Q27】複数の運転手との契約	6
【Q28】運転手の宿泊代	6
【Q29】法人との運転手契約	6
【Q30】同一日に複数の運転手が運転した場合	6
【Q31】親族が運転した場合の公費負担	7

5 選挙運動用ポスターの作成

【Q32】公費負担の対象（１）	8
【Q33】公費負担の対象（２）	8
【Q34】選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合（１）	8
【Q35】選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合（２）	8
【Q36】公費負担額の計算方法	9
【Q37】作成するポスターの上限枚数	9

6 選挙運動用ビラ

【Q38】公費負担の対象	10
【Q39】選挙運動用ビラの規格	10
【Q40】選挙運動用ビラの頒布	10
【Q41】選挙運動用ビラ以外の印刷物を発注した場合	10

7 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送

【Q42】交付及び郵送時の注意点	11
【Q43】選挙運動用通常葉書を手渡しすること	11
【Q44】選挙運動用通常葉書の費用	11

【 1 共通 】

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか？

A 1 次の費用が公費負担の対象になります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代を含む一括契約）

◆自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

◆自動車の借入費用（レンタカー契約）

◆自動車の燃料代

◆運転手の雇用費用

※ (A) と (B) は併用できません。

②選挙運動用ポスターの作成

③選挙運動用ビラの作成

※①～③全てにおいて業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

Q 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 2 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

①有償契約であること

②契約期間の記載があること

③契約金額の記載があること

④車両が特定（車種、登録番号等）されていること

⑤契約年月日が記載されていること

⑥借受人が候補者であること

Q 3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A 3 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

Q 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A 5 それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 6 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A 6 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

Q 7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けされています。

Q 8 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが、どのようにすればよいですか？

A 8 契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のため必要となります。納品書類等の書類は、事実関係を証明するために必要なため、大切に保管してください。

【 2 自動車の借入れ 】

Q 9 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 9 主として選挙運動のため使用され、選挙管理委員会が交付する標旗を取り付けた車両です。候補者1人につき1台です。

Q10 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台を借りますが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A10 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A11 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q12 選挙運動期間前から借入したいのですが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することができますか？

A12 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担の対象期間となります。

Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A13 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q14 月極（1か月）契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担の対象になる金額は？

A14 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金

額（15,800 円を超える場合は、15,800 円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q15 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A15 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

一方、道路運送法第 80 条では、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償契約で貸し渡してはならない。」と規定されていますので、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。

詳しくは、北陸信越運輸局 長野運輸支局（026-243-4384）へお問い合わせください。

Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか？

A16 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。

Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の対象になりますか？

A17 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族をいいます。

Q18 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A18 契約の相手方は、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【 3 燃料の供給 】

Q19 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A19 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700 円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q20 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A20 選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。

Q21 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担申請することはできますか？

A21 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。（2 社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。）ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となります。

Q22 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A22 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q23 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象になりますか？

A23 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

【 4 運転手の雇用 】

Q24 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか？

A24 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者 1 人につき 1 日 1 人に限り公費負担の対象となります。（1 日あたりの上限額 12,500 円）

なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。

また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象になります。

Q25 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A25 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q26 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A26 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q27 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A27 公費負担の対象は、1 日当たり運転手 1 人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。なお、各々と契約する必要があります。

しかし、同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか 1 人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q28 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A28 運転手が選挙運動期間中に選挙運動自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q29 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A29 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。なお、ハイヤー契約（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業務を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができます。

Q30 同一日に 2 人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか？

A30 公費負担の対象は 1 日あたり運転手 1 人です。2 人目については公費負担の対象になりません。2 人目の運転手の報酬については、労務者として報酬を支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

Q31 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

A31 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。
※親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいいます。

【 5 選挙運動用ポスターの作成 】

Q32 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A32 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q33 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A33 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q34 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A34 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。選挙運動用ポスター以外の印刷費用は公費負担の対象となりません。

Q35 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A35 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q36 ポスターの作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A36 この場合、全額を公費負担にできない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

〔 例 〕

ア 条例の限度枚数 51 枚 イ 条例の限度単価 2,110 円
ウ 実際の作成枚数 70 枚 エ 実際の作成単価 1,500 円

【 正しい計算方法 】

- ・（公費負担の対象枚数）→枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
アまたはウの少ない方→51 枚（A）
- ・（公費負担の対象単価）→単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イまたはエの少ない方→1,500 円（B）
- ・（公費負担額）→枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
 $51 \text{ 枚 (A)} \times 1,500 \text{ 円 (B)} = 76,500 \text{ 円 (正しい請求金額)}$

【 誤った計算方法 】

「限度枚数（51 枚）×限度単価（2,110 円）」で算出される額『107,610 円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数（ウ）と実際の作成単価（エ）を掛け合わせたものを公費負担額と誤って算出。

$70 \text{ 枚 (ウ)} \times 1,500 \text{ 円 (エ)} = 105,000 \text{ 円 (誤った請求金額)}$

Q37 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A37 ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限枚数が定められています。なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものです。

【 6 選挙運動用ビラの作成 】

Q38 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A38 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q39 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか？

A39 次の規格や制約があります。

- ・枚数・・・町長選挙 5,000 枚以内 町議会議員選挙 1,600 枚以内
- ・種類・・・2 種類以内
- ・規格・・・長さ 29.7 c m × 幅 21 c m (A4 版) 両面印刷可能
- ・記載内容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付・・・頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q40 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A40 次の方法において頒布することができます。

- ・新聞折り込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q41 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A41 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【 7 選挙運動用通常葉書の交付・郵送 】

Q42 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点がありますか？

A42 候補者は、選挙運動のため通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は町長選挙の場合は 2,500 枚、町議会議員選挙の場合は 800 枚と定められています。

通常葉書の交付は、穂高郵便局で葉書の交付を受ける方法、又は、手持ちの通常葉書（私製を含む）に穂高郵便局で選挙用の表示を受けて、差し出す方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れないで、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて穂高郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

Q43 選挙運動用通常葉書を路上で選挙人に手渡しすることは可能ですか？

A43 通常葉書の頒布は郵便に限られています。郵便局の窓口から発送してください。通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q44 通常葉書の作成に要する費用について、公費負担が受けられますか？

A44 通常葉書の作成に要する費用は、町長選挙及び町議会議員選挙においては、公費負担の対象外です。